

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山末
日 時	平成30年6月20日(水曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午後 1 時 44 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	【環境市民部】 塩尻部長 [環境政策課] 西田課長、山内施設整備・保全担当課長、亀井施設管理係長 [環境クリーン推進課] 大西課長、四方副課長 [保険医療課] 荻野課長、山内副課長 【健康福祉部】 栗林部長、吉田子育て支援担当部長 [地域福祉課] 佐々木課長、的場福祉総務係長 [高齢福祉課] 高橋課長、松本副課長、山口高齢者係長 [健康増進課] 野々村課長、中村健康づくり係長 [こども未来課] 森岡課長 [保育課] 阿久根課長		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 環境市民部

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分

<環境市民部長>

(概要説明)

<各課長>

(資料に基づき説明)

～10:09

[質疑]

<小島議員>

P9、環境にやさしいまちづくり推進経費、件数は。

<環境政策課長>

住宅用太陽光発電と蓄電池の同時設置10件である。

<馬場委員>

P15、火葬場等経費について、委託内容は。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

整備構想等をもとに審議会から答申をいただいた。それを亀岡市の計画とすべく、場所の選定、区域の検討、周辺整備を含めた施設の整備計画、事業手法、概算事業費の算出、今後の施設整備に向けたスケジュールの作成を考えている。

<馬場委員>

審議会の答申を見ると、余部町丸山では地元住民との合意があったように書かれている。また、現火葬場が合意形成されていないように読める。これは事実と若干異なるのではないかと思う。住民訴訟の原告はこれについて納得しているわけではない。それについてはどうか。

<環境市民部長>

これは亀岡市ではなく審議会がつくったものである。基本計画は亀岡市としてつくっていくことになる。丸山については経過があり、裁判は棄却されたので判決も出ていない。審議会としてはそこで話ができていたという認識だったのだと思う。現火葬場についても、旧火葬場があった場所で改築を行ったということなので、住民の合意があった上での改築と考えている。

<馬場委員>

市が主体性を持って取り組むと思うが、インフラ整備や火葬件数などの基礎資料は作成しているのか。

<環境市民部長>

基礎資料については、当時の資料も新たにつくった資料もある。火葬件数は今でも出るが、建築する時にもう一度見直さなければならない。そういう微妙な部分は今回の基本設計においては現時点の数字で進めたい。インフラについては、都市計画決定された道もあり、その辺りは調べている。それ以外に、公共で行う場合、民間企業ではしないようなこともする必要があるのかということも含めて検討したい。

<馬場委員>

将来人口は、その時点で再度検証していくということか。

<環境市民部長>

基本計画をつくる時に検証する。基本計画の中で全体的なスケジュールも立てたいと考えているので、着工の際に再度見直さなければならない。最後まで慎重に見ていきたい。

<馬場委員>

炉の数は1炉1日当たりの火葬件数を分母として集中時1日当たりの火葬件数を分子にして計算するが、調査内容を当委員会に報告いただけるのか。

<環境市民部長>

節目での月例常任委員会等での説明を考えている。

[理事者退室]

～10:19

[理事者入室] 健康福祉部

<平本委員長>

審査の前に、6月18日の地震による別院保育所敷地南側石積擁壁の一部崩落につ

いて報告を求める。

<健康福祉部長>

(概要説明)

<健康福祉部子育て支援担当部長>

(資料に基づき説明)

～10:24

[質疑]

<齊藤委員>

人的被害がなくてよかった。私も見に行ったが、崩落したところは下が空洞になっていたのではないかと思う。地震が原因で崩落したが、子どもが遊んでいる時に陥没していたかもしれない。点検をしっかりと行っていただくようお願いする。

<健康福祉部子育て支援担当部長>

石積を見ると、前回崩落したところと今回崩落したところの間が膨らんでいる状況が見受けられる。点検して全体の石積みをどうするのか考えていきたい。

<平本委員長>

引き続き調査をお願いする。

～10:26

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第1号)所管分

<健康福祉部長>

(概要説明)

<各課長>

(資料に基づき説明)

～10:30

[質疑]

<馬場委員>

P12、13について、委託先は。

<こども未来課長>

市町村基幹業務支援システム開発共同企業体という形で、具体的には(株)ケーケーシー情報システム、京都電子計算(株)、NTTコミュニケーションズ(株)京都支店となっている。

<齊藤委員>

システムに入力する業務のチェックはどのように行っているのか。チェック機能は働いているのか。

<保育課長>

馬場委員への答弁について、保育料に関しては、共同企業体は同じだが、代表企業はケーケーシー情報システムになる。また、今の質問については、保育料の変更があった場合は、抽出して1件ずつ確かに反映されているのかを担当者が手計算したものと照らし合わせて確認した上で通知している。

<馬場委員>

個人情報委託によって守られているのか。

<保育課長>

京都府自治体情報化推進協議会が事務局になっている。そちらでマニュアルに基づいてしっかり保護されている。

～10:33

(2) 第4号議案 亀岡市路上喫煙の規制に関する条例の制定について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～10:37

[質疑]

<齊藤委員>

市長は本会議でたばこが税収になると答弁されたが、病気になったらどうなるのかということ対比して、どちらがプラスになるのかということPRしてはどうかと考えるがどうか。

<健康増進課長>

亀岡市に特化した比較等はしていないが、現時点では喫煙者人口が全国平均で18.3%に対して17.8%という傾向も出ている。全国で受動喫煙による病気等による死亡者が約1万5千人という報告もあるので、今後、それらを加味した啓発資料の作成を考えていきたい。

<齊藤委員>

私も同級生を何人も肺がんで亡くした。亀岡市もガーデンミュージアムとともに、シンガポールのようなたばこやポイ捨てがないようなまちにしてほしい。京都市でも、当初は「払いたくない。」と言って逃げていたのをよく見た。しかし、ずっと続けているとそのようなことは見かけなくなった。当初は問題もあると思うが、よろしく願いしたい。

<小川委員>

条例施行後、亀岡駅周辺はどうなるのか。

<健康増進課長>

現在、亀岡駅には駅の南と北で合計2箇所、馬堀駅には1箇所の喫煙場所がある。現在は受動喫煙防止のために遮るものがない。受動喫煙対策でパーテーション等を設置する場合に、歩行を阻害することはできないので、関係部局と場所等を調整し、対策を講じた上で設置を考えていきたい。

<小川委員>

亀岡駅は、通る人にとってこれはいけないという状況である。パーテーションがよいのか、駅周辺から外して設置するのがよいのか。たばこを吸う人のことも考えてもらえればと思う。

<平本委員長>

喫煙者・非喫煙者のバランスをうまく取り持っていただきたい。

<馬場委員>

JR4駅以外の施設も考えているのか。

<健康増進課長>

JR4駅を中心に考えている。それに加えて観光客が多いトロッコ亀岡駅周辺を考

えている。

<馬場委員>

亀岡駅南口はひどい。パーテーションを設けるということだが、改正された法律を見ると、「施設等の管理者等は喫煙が禁止されている場所に喫煙器具、設備、灰皿等を設置してはならないものとする。」と書かれているが、これはどのように解釈するのか。

<健康増進課長>

健康増進法については、敷地内・建物内ということで考えている。路上については、この条例においても指定することが可能であるということで規定する。まずはそれを設けるのかどうかを判断し、必要と判断した場合であっても、対策を講じた上で設置していく。法に抵触するようなことがあれば再度検討したい。

<馬場委員>

市立病院については何か検討しているのか。

<健康増進課長>

市立病院については施設管理者の責務として対応いただく。今回条例で規制するのは、路上あるいは広場等と考えている。

[理事者退室]

～10:46

4 討論～採決

[討論なし]

[採決]

第1号議案 挙手 全員 可決

第4号議案 挙手 全員 可決

～10:48

[指摘要望事項]

<平本委員長>

指摘要望事項について、意見はあるか。

<馬場委員>

火葬場の関係で、具体的な進捗を委員会に適宜報告を願いたいということを委員長報告に入れてもらいたい。

<平本委員長>

指摘要望事項という形ではないが、委員長報告に文言を入れる。文言を整理し、次回の委員会で報告する。内容については正副委員長に一任願う。

～10:50

5 行政報告

[理事者入室] 健康福祉部

(1)「亀岡市」「学校法人京都学園京都学園大学」及び「国立研究開発法人医薬基盤・

健康・栄養研究所」との連携協力に関する包括協定について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～10:56

[質疑]

<齊藤委員>

平成23年から25年まで連携して事業を行った結果、亀岡市ではどのような問題があったのか。

<高齢福祉課副課長>

問題ということではないが、300人を超える人が介護予防のサポーターとして運動や測定を広める形になっている。参加していただいている教室が10カ所で、年間200人程度が参加いただいているが、なかなか広がっていかない。これを広げていくには、サポーターをつくるだけではなく、市民への啓発や仕組みについても検討していかなければならないと考えている。

<齊藤委員>

そういう課題が見えてきたということか。

<高齢福祉課副課長>

そうである。今回の三者協定では、そのことに取り組んでいくということもテーマとしてあるが、研究者としては、介護費用や医療費の効果をもう少しはっきり見るために、これまでのデータをもう一度精査したいと言われている。

<齊藤委員>

介護費用の軽減ということで、介護予防プログラム構築事業を実施してきたということだが、予防にかかる経費と介護にかかる経費は違うのではないか。

<高齢福祉課副課長>

費用抑制という意味ではそうだが、元気でいられる時間が長くなることにより、介護を受ける時間が短くなる。それにより、最終的には費用が削減されるということである。費用削減が目的ではなく、健康でいられる時間を長くすることを目的として取り組んでいる。

<齊藤委員>

元気に100歳まで生きていただくことが大事である。協定における亀岡市の役割は。

<高齢福祉課副課長>

これまでもそうだが、一番大きなことは、亀岡市もしくは亀岡市民とともにこの事業に取り組むということである。また、本人の同意も必要になってくるが、行政側が持っている医療や介護等のデータを合わせていくことにより、検証結果をしっかりと出していくことが役割の1つになってくる。

<齊藤委員>

亀岡市の経費は。

<高齢福祉課副課長>

今年度は、ほぼ経費がかからないと考えている。今後、調査を行おうとした時に、誰が調査費用を負担するのかなどの話はできていないが、前回の平成23年から2

5年の時は、行政が高齢者の圏域ニーズ調査を行い、行政が費用を出したが、その後の体力測定等の費用は、先生方の研究費を合わせて行った。今後、ある程度出てくる可能性はある。

<齊藤委員>

効果を他市に売るということはないのか。

<高齢福祉課副課長>

国立の機関との締結となった場合、直接売っていくのは難しい。他市の事例では、先行的に取り組んでいることに対して視察を受け入れ、費用を取っている市町村はある。このような対応は考えられると思う。

<齊藤委員>

ぜひそれを目指してもらいたい。

～11:03

(2)「亀岡市老人福祉センター」について

<健康福祉部長>

(資料に基づき説明)

～11:09

[質疑]

<酒井委員>

光熱水費に入る前に、監査委員からの通知を受け、適切に改めていただいているということだった。しかし、監査請求の意図は、市民の税金で運営している施設なので、市民が公平に利用できるようにしていただきたいということである。今はそのようになっているのか。市民が誰でも利用できるように広報し、使えるようになっているのか。

<健康福祉部長>

老人福祉センターは公の施設であるため、市民がどなたでも利用できることには間違いはない。広報まではできていないが、利用いただける状態である。

<酒井委員>

なぜ広報をしないのか。これからも広報する気はないのか。

<健康福祉部長>

必要な広報はしていきたい。

<酒井委員>

そういった施設は何カ月も同じ団体が使うことができないのが普通だが、そのような状態になっているのではないか。

<健康福祉部長>

老人福祉センターの2、3階部分の利用状況だが、囲碁クラブと将棋クラブが年間を通じて使用されてきた経過がある。現在は、3カ月に一度更新しているため、年間を通しての使用にならないようにしているが、継続的に使用されている状況である。

<酒井委員>

市民を馬鹿にしているのか。誰でも使える施設のはずである。3カ月前からであれば申請できるという規定はあるが、老人福祉センター条例施行規則の中では、通常は2日を超えて使用できない。なぜ3カ月間使用することができるのか。囲碁クラ

ブと将棋クラブが出されている書類を回覧していただきたい。

(資料回覧)

<酒井委員>

このようにして、3カ月毎に更新していればずっと使えるということはおかしい。この施設が使えると広報したとしても、埋まっていると返答されるだけということになる。これは「市長が特に認めた場合」と言えるのか。課長しか押印されていないが、市長の決裁をとっているのか。

<高齢福祉課長>

決裁は課長までとなっている。

<酒井委員>

課長だけの責任になってしまうのは重すぎると思う。老人福祉センター条例施行規則では、「市長が特に認める場合」は2日を超えて利用できることになっている。原則は2日を超えて利用できない。部内で検討されたのか、課長が判断してそのようになったのか。何かあった場合は市長が責任を問われる。初めての場合は方針決裁を上げて市長が知らない状態で進まないようにするのが普通だと思うが、この件についてはどうか。

<健康福祉部長>

長い経過があつての使用となっている。これまでであれば申請も許可もなく使用されていた。まずはこれを条例や施行規則に基づいた内容に戻すということで取り組んだ結果が現在資料として配付している内容である。市民に開かれたものであるべきと考えているが、現状としては、これまでの経過からそのようになっている。

<酒井委員>

これは監査委員からの結果を重く受け止め、その趣旨をきちんと踏まえて対応していただいたわけではないと思う。書類についてのみ直したということであり、市民にとってはこれまでの状態と何も変わらない。紙を出す手間が増えただけになってしまっている。私もそういうことを求めていたわけではなく、2日毎に書類を出すということが本意でもない。きちんと広報して誰でも使えるようにしていくつもりはあるのか。この使用許可は6月末までだが、既にもう次の使用許可申請を用意しているのか。

<健康福祉部長>

現在は関係団体との協議を行っている。その協議が整うと、この施設を譲渡することになると思うので、それまではできるだけ公の施設としての管理ができるように考えていきたい。

<酒井委員>

公の施設として使えていない現状がある。自分たちで自分たちのものとして使っているので、200万円の管理委託料も必要ない。そういったことを整理せず、電気代もずっと大幅におまけしてきたので、当初の寄附は既にもとがとれている。不適切な状況のままで進め、建物を譲渡すると言われても認められるわけがないということになる。使ってほしくないということや、出て行ってほしいということではなく、市民に説明ができる状態にしておいていただかなければ私たちとしても困る。市民も不利益を被っているので、今できないのであれば条例をすぐに廃止し、管理費も返してもらえばよいのではないか。このまま進めたいのであれば、すぐに市民が使えるようにしてもらいたいのだが、どちらにしてもらえるのか。

<健康福祉部長>

我々としては、譲渡に向けて老人福祉センター条例と亀岡地区自治会館条例を廃止

し、行政財産から普通財産に移す方向で作業を進めている。

<酒井委員>

作業を進めているということは、現在は市民が公平に使えないのではないか。使わせないのであれば今すぐ廃止すればよい。管理委託もしてもらわなくて結構である。自分たちが使っているところを世話しているだけに過ぎず、管理をしてもらっていることにはならない。建物と一緒に土地も譲渡する考えなのか。

<健康福祉部長>

それらも含めて現在検討している。2、3階部分のうち、囲碁クラブ、将棋クラブが利用されているところは常態化されているが、その他の2階の会議室等については、60歳以上の市民は利用することができる。

<酒井委員>

1階部分は今までは許可も得ずに占有されていたが、現在は書類だけ出して同じように使っている。3階も同じ人がずっと占有している。使えるのが2階だけであれば、なぜ亀岡市がその管理・運営・維持に係る経費を市民の税金から支払わなければならないのかということになる。それでは市民に説明がつかない。光熱水費について、言葉足らずと説明されたが、この答弁を見ればわかるように、言葉足らずではない。「全体の」と明確に言われており、私たちは誤解したわけではない。それを普通に理解すれば全体の金額が56万5718円と読むのが普通である。それを言葉足らずや誤解されたというように、こちらにも責任があってこのような誤解が生じたように言われると、私たちは審査している間、もしかしたら重大な言葉足らずがあり、私たちは誤解しているのではないかと考えなければならない。なぜ私が基本料金であることがわかったのかということ、開示請求をしたからである。こういう資料を全て委員会で出してもらい、本当に言われたとおりの意味なのかを確認しなければならなくなる。本当に言葉足らずと思っているのか。これは重大な過失だと思うがどうか。

<健康福祉部長>

これについては、平成29年9月20日の決算常任委員会環境厚生分科会における質疑の中で、論点を3点抽出された。その論点に基づいて9月22日に再質疑をいただいたものである。私どもの思い込みだが、この論点整理された3点のみの質問があるという思いでその場に臨んだ。しかし、光熱水費等の質問があり、高齢福祉課長はその時に、決算の事項別明細書も持たずに出席しており、その中で「全体の経費として56万5718円」と申ししてしまった。慌てふためいた状況にあったということをご理解いただきたい。議員各位に落ち度があったということではなく、我々の説明が足りなかったということであり、意図して言ったわけではないということをご理解いただきたい。

<酒井委員>

当時の高齢福祉課長はこの場にはいないので、そのように言われると気の毒だと思う。何を聞きたくてその質疑をしたのかということ、適切な計算になっているのかということである。これは、事項別明細書や契約書がなくてもわかることである。なぜなら、それは事項別明細書や契約書には書かれていないことだからである。また、課長はその時紙に書いてあることを読んでその金額を述べられていたので、準備はされていたはずである。この施設について大きな問題になり、部内で十分に調整してから来られたと思っている。また、栗林部長は部長になる前から自治防災課長として、その契約締結決裁に付いていた基本料金におまけするという1行を見てきたわけではないのか。そして、部長になってからは部長として決裁を見ているので、

知らないはずはないと思う。こちらが質疑した意図と関係のない細かな部分で間違っただけというわけではなく、本質的なところで違うことを言われた。調べてみると、10年間で200万円も差額が出ている。本当にそれでよいのかということ以前から指摘し、平成30年度は改めてもらいたいという話もしたが、同じように契約書にも書かずに基本料金におまけするというのを続けられている。どうしてそういうことができるのか。

<健康福祉部長>

平成19年までは、この負担割合に基づいて光熱水費を請求していたように見受けられる。ところが、平成20年度に、自治会連合会から全体に対する26%では実際に使用している光熱水費よりも高いのではないかと申し出があったものと思われる。それに基づいて算定の見直しを行ったところ、電気料金と上下水道料金については基本料金の26%とすることが額的に近くなるという判断をしたものと考えている。9月22日の質疑では高齢福祉課長が答弁し、私も同席していた。26%という数字は頭の中にあっただが、26%の細かい内容までは把握しておらず、自治防災課長だった当時は、老人福祉センターの光熱水費についてまで決裁を見ていたのかどうか記憶にない。

<酒井委員>

決裁についてくる資料が非常にわかりにくい。他の施設では、それぞれにメーターを付けられないので面積按分をされている。経緯はわからないが、ここについてのみ要望を受けたということで、ずっと基本料金に下げるといってははいけないと思う。その根拠がなければならぬが、それがないままに来てしまっている。経緯があるということに重きを置いて、原則的なところが見過ごされてきたのではないかと思う。基本料金の26%にすると、いくら使っても同じ金額なので、それが妥当なはずがないと思う。それでは説明がつかない。この件だけではなく、他に経緯があるようなことでも、きちんと適切な内容になるように見ていってもらいたい。今から変えることはできないのか。

<健康福祉部長>

平成29年度については、既に請求を行っており、出納閉鎖期間を過ぎているので直すことはできないと思う。平成30年度については、契約の変更を行い、その部分を明確化したいと考えている。また、基本料金の26%が正当な額であるのかという検証を部内で進めている。類似の施設があり、例えばシルバー人材センターに厚生会館を借りていただいております、電気代等を支払っていただいていたので、その額と比較して多いのかどうか検証したところ、ほぼ同水準であった。結果的になるが、請求した金額はほぼ妥当であったと考えている。

<齊藤委員>

つじつま合わせのようなことを言われたが、要するに不適切だからすっきりさせるということである。譲渡しようと考えているようだが、期限を切って進めなければ、10年経っても同じ状況かもしれない。平等性が担保されていない。このような経緯があったということをはっきりを言えばよいのにそれも言わない。法的に違反していることを是正できないかということである。遡って損金を賠償請求するのか。

<健康福祉部長>

相手方に対して、譲渡を受けるのかどうかということについて、期限を切りたいと思っている。現に協議の中では期限を切っているので、年度内・年内に結論を出したい。協議ができなければ指定管理者制度で対応するのが本来であるということも伝えている。損害賠償については、監査結果では請求するには当たらないという判

断であった。

<齊藤委員>

今年度中に結論を出してもらいたいと考えるがどうか。

<健康福祉部長>

相手方もあるが、9月または12月議会に2つの条例廃止と行政財産から普通財産への変更を示し、結論を出したい。

<馬場委員>

スケジュールがはっきりした。譲渡する場合には、譲渡の明確な理由や対価、期日が必要だが、そのあたりの考えは。

<健康福祉部長>

無償譲渡の方向で考えている。期日は年内または年度内で考えている。

<馬場委員>

無償で譲渡することにより損害が生じたということにならないか。

<健康福祉部長>

その危険性があることは把握しているが、これまでの経過がある。当時の覚書や回答書等をこの場でお目通しいただきたいと思う。

(資料配付)

<健康福祉部長>

これは老人福祉センターの主な経過である。簡単に申し上げると、昭和48年度以前に、南つつじヶ丘の造成に関連し、ため池の処分により、1億5千万円が水利関係者に支払われた。そのうち、市に対して亀岡地区の高齢者のために使うということで5千万円を寄附いただいた。そして、昭和49年度に老人福祉センターを建設することになったが、いただいた寄附は一般寄附として一般財源の中に溶け込んでいたのではないかと考えている。昭和50年10月14日に完成した老人福祉センターについて、亀岡地区自治会、亀岡財産区管理会、亀岡土地改良区との覚書を締結し、センター1階部分の会議室をそれぞれの事務所として使わせるという内容の覚書を締結した。そして、老人福祉センターの管理については、社会福祉協議会に委託していた経過がある。平成6年になり、医王谷埋立処分場を拡張しなければならないという時に、亀岡財産区所有の土地であるため、亀岡財産区と協議をする中で、亀岡地区自治会館を新しく建設してほしいという希望が出た。そして、当時の谷口市長が、生涯学習センターに老人福祉センターの機能を移し、その後、老人福祉センターを明け渡す旨の回答をしたと聞いている。また、平成6年4月19日に「老人福祉センターを（仮称）生涯学習センター内に移転する中で、亀岡地区の自治会館として整備、また施設の機能を生かし、亀岡地区のディサービスセンターとして高齢者の生きがいがいづくりができるような施設とする。」と市長名で亀岡地区自治振興協議会に対して文書回答を行っている。平成10年11月にギャラリーかめおかが竣工し、平成14年度には亀岡地区自治会館として、老人福祉センターの全面改修を行った。しかし、その時に老人福祉センター条例は廃止せず、新たに亀岡地区自治会館条例が施行され、2枚看板になってしまった経過がある。平成15年から平成30年度までは、亀岡地区自治会連合会に管理業務を委託している。平成18年3月には、亀岡地区自治会自治振興協議会から再び要望があり、その時に栗山市長名で、地元の受け入れ体制が整い次第、施設の譲渡を進める旨の文書回答がされた。平成20年3月まで交渉が続いていたが、議会提案は無理と判断した旨を亀岡地区自治振興協議会に報告し、以後は、その対応が取れずに現在まで至っている。このような経過があったということをご承知おきいただきたい。

<齊藤委員>

これを建設する時に、亀岡市老人福祉センターとしてではなく、亀岡地区自治会館等として建設すればよかったのではないか。

<健康福祉部長>

私の推測だが、お金が足りず、国庫補助金等を得なければ建設できなかったのではないかと思う。その経過で老人福祉センターとなったものだと考える。

<酒井委員>

亀岡市にお金を一旦入れ、国庫補助金を得て自分たちで使う建物を建設するというのは補助金詐欺ではないのか。その後、平成10年度に4千万円をかけて全面改修を行い、平成18年度に400万円の改修工事を行っている。また、決算特別委員会の時に「管理費等」の200万円がいきなり700万円ほどに跳ね上がったのは何かと聞いたら、「等」の中に駐車場の整備が入っていたということがあった。亀岡市のお金をたくさん支出し、毎年200万円を支払う、電気代もおまけして、使用されている人も決まったような人ばかり、これでは本当にまずい。賠償請求しないのかという齊藤委員の質疑に対して「監査結果が」と答弁されたが、監査結果でまともな結果が出るとは私も期待していない。今回、契約を変更するということがあったが、文言上で基本料金の26%にするのであれば、してもらわなくても結構である。こういったことを続け、12月頃には条例が廃止され、土地と一緒に無償で譲渡することになるかもしれない。事情を聞いただけでは認められない。この間、直接やりとりをしてきた人は大変だったと思うが、その人だけのことでなく、ずっと続いてきたことなので、どこかでやらなければならないと思う。書類上だけでなく不適切なところをすぐに直すのは難しいか。

<健康福祉部長>

当時の亀岡市にとって、埋立処分場の延命措置がどうしても必要なことであり、そのための条件として回答された。その時の経過は重く受け止める必要があると思う。しかし、できることはしていかなければならないと思う。言われたことだけするということは到底考えていない。できることはしっかり行い、使用者とも話し合いを行ってここまで進めてきた。そのために職員も努力しているということもご理解いただきたい。

<酒井委員>

埋立処分場が必要だからということで取り引きが行われ、市長が文書で回答したとのことだった。そのようなことをしてよいのかと驚いた。現在進めようとしている新火葬場でもそのようなこともあるのかもしれない。東別院町がいろいろと優遇されているように見えるのもそういうことなのか。市民は疑問に思っても仕方ないと思わなければならないのか。皆が嫌がるような施設が来る時には、はっきりと言えないような取り引きではなく、別の形で説明がつくようにしていく方がよいのか。いろいろと考えなければならないが。これは老人福祉センターに限ったことではないので答弁は結構である。

<馬場委員>

かなり重要なことを覚書で定めている。使用許可は2年を限度とするということや、デイサービスセンターの施設として使うということ定めている。初期の目的がなぜ達成されてこなかったのかということもしっかり見ていく必要があると思う。

<菱田委員>

私が先輩方から聞いてきた話が資料の中に書かれていないのであえて申し上げたい。昭和30年に15の村と1つの町が合併した。その時に村役場だったところは、

現在も自治会の事務所として使われている。しかし、亀岡町については町役場があったところが市役所になってしまったので、旧亀岡町の自治会的な場所がなくなってしまった。その経過の中で、亀岡地区の住民は自治会的な事務所を含めて要望されてきたということを知った。老人福祉センターは是正しなければならないが、そういう経過の中で5千万円が市に寄附され、亀岡地区の自治会事務所を市で確保してほしいということで老人福祉センターの建設に至ったと聞かされている。部長が知っているところがあれば。

<健康福祉部長>

自治防災課長や係長を務めていた経過の中で聞いていたのは、大合併を行い、旧亀岡町の施設等を使用した行政になった。最初は各村役場に支所をおいて業務をしていたが、2～3年で引き上げてしまった。旧村についてはそこが自治会事務所になって今の形に引き継がれている。亀岡地区の自治会が使用する施設がなく、それについての要望が合併以降続いてきた。その中で、谷口市長や栗山市長が回答したようなことが続いてきたものだと思っている。

<菱田委員>

現在は23自治会だが、つつじヶ丘を除き、亀岡地区を1つの自治会と考えると18自治会になる。それから考えると、現在も自治会として昭和30年の合併当時の形が残っていることにより、よい形で住民自治がされているのではないかと考えている。

<齊藤委員>

昭和48年に亀岡地区の高齢者のために使うということで寄附され、それがどこに行っただのかかわからないと説明されたが、どういう意味か。

<健康福祉部長>

当時のことはわからないが、一般寄附として一般財源に入ったのではないかと思う。寄附から建設までに1年間ほど空いている。他に流用したという意味ではなく、一般財源に一旦溶け込んだのではないかという感覚を持っている。

<平本委員長>

本日説明をいただいた中で、課長の言葉足らずという説明があったが、部長も同席していた。そこでしっかりフォローするのが部長の役割だと考える。また、資料のない中で説明をされたということだったが、それであれば、すぐに確認を行い、その時点で適切に訂正をしてもらえればよかったと思う。

[理事者退室]

～12:00

<休憩 12:00～13:00>

6 議会だよりの掲載事項について

<平本委員長>

議会だよりの掲載事項について、意見はあるか。

<酒井委員>

老人福祉センターの件を掲載してはどうか。

<小川委員>

項目数は。

<事務局主事>

スペースは3分の1ページである。視察報告書は別ページに掲載する予定である。従前であれば1～2項目掲載しているが、2項目にすると文字数は少なくなる。

<小川委員>

路上喫煙の規制に関する条例の制定について、新聞報道もされていたので掲載してはどうか。

<平本委員長>

この2項目を掲載項目としたい。他に意見はあるか。

<酒井委員>

路上喫煙の規制に関する条例の制定について何を掲載するのか。議案をそのまま掲載するのであれば、執行部が広報する内容の方が詳しい。

<小川委員>

齊藤委員からの意見もあったので、掲載してはどうかと思う。

<菱田委員>

路上喫煙については意見が出ており、駅の喫煙場所がなくなるわけではないということを確認しているので、掲載してはどうかと思う。老人福祉センターについては、資料に書かれていない過去の経緯を確認したが、それを知っている人が見た時に、限られた紙面の中でうまく理解できるように表現するのは難しいと思う。

<小島委員>

子どもの基本条例の制定に向けて活動していることを掲載してはどうか。

<馬場委員>

2項目にするのが適切だと思う。1項目目は路上喫煙の規制に関する条例について、2項目目は老人福祉センターについて、不正な利用があったことと、それを是正するというやりとりを掲載できればと思う。過去の経緯をどこまで書けるのかはわからないが、長期独占使用の事実は掲載できるのではないか。

<平本委員長>

子どもの権利条例についてはどうか。

<馬場委員>

検討しているという内容を掲載してもよいと思う。

<平本委員長>

老人福祉センターについては、以前に指摘要望事項を出しており、是正に向けて進んでいる。本日、年内・年度内という答弁があったことも大事だが、私はそもそも委員会に対しての説明が不適切・不親切だったことを残念に思っている。それも含めて、担当部の対応に納得がいかない。限られたスペースだが、路上喫煙の規制に関する条例と老人福祉センターの2項目、それに加えて子どもの権利条例ということではどうか。

<菱田委員>

囲碁クラブや将棋クラブが3階を独占しているということはあるのかもしれないが、これを取り上げて、他の施設についても火種を撒いてしまうことになるのではないか。3分の1ページの半分では載せ方が難しい。

<酒井委員>

他にもあるのであれば是正しなければならないだけのことである。どこの団体が使用しているのかということは載せない。委員会で確認すべきことを確認したということ載せればよいと思う。過去の経緯について書くわけではない。

<平本委員長>

出すとすればどういう内容にするのか。

<酒井委員>

今後の解決に向けてどのようなことを考えているのかということと、指摘された内容は可能な範囲で是正されているという答弁があり、それに対して不十分な部分があるという指摘があり、皆が使える無料の施設であるため、今後は皆が使えるようにしていきたい、ということ答弁されたということは3分の1の半分のスペースで掲載できる。

<平本委員長>

主体は亀岡市の対応になるのか。

<酒井委員>

老人福祉センターは亀岡市の直営という建前なので、亀岡市の対応ということにより。掲載の仕方としては、委員会が指摘してきたことについて亀岡市はどのように対応しようと考えているのかという話と、それに対して委員会はさらに意見を言って、それに対する答弁として、今後は皆が使えるように広報していきたいと考えており、今できる部分を改善したが、それだけでなく精一杯取り組んでいくという答弁をいただいているということによりと思う。

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<小川委員>

3項目を掲載して子どもの権利条例の説明ができるのか。

<事務局主事>

3項目を掲載することは難しいが、特集ページで常任委員会をテーマに掲載することとしており、常任委員会の活動を掲載する予定なので、その中で触れることはできるのではないかと思います。

<小川委員>

特集ページで触れてもらい、政策提言をしたということも掲載してはどうか。委員会のページでは2項目としてはどうかと思う。

<平本委員長>

委員会の活動については特集ページの方がわかりやすいと思う。2項目に絞りたい。路上喫煙の規制に関する条例についてはどのような内容で掲載するのか。

<小川委員>

条例の概要と審査の時に出た意見について。喫煙場所がなくなるわけではないが、改善していくということ掲載してはどうか。

<平本委員長>

そのような内容で掲載する。老人福祉センターについては亀岡市の対応をメインに掲載したい。正副委員長で原稿を作成し、次回の委員会で確認いただく。

～13:19

7 子どもの権利条例（仮称）について

<平本委員長>

お手元に条文（案）を配付した。前回からの変更箇所は赤字にしている。これについて意見はあるか。

<菱田委員>

第3条、第4条については、前の方がよかったと思う。また、第5条第7項、地域

の活動に参加できる機会を「確保する」という言い方が気になる。「地域活動に参加できる機会づくりを通して」としてはどうかと思う。

<平本委員長>

「機会づくりを通して」としてよいか。

<了>

<平本委員長>

他に意見はあるか。

<馬場委員>

第3、4条はこれでよいと思う。第2条第4号の「市民等」を「地域住民」に変えているが、市外から通学する場合は地域住民と言えるのか。

<平本委員長>

これは菱田委員からの意見を生かしたものである。第6項の事業者は馬場委員からの意見を生かしている。第3条には、齊藤委員から意見のあった救済について入れている。その他、前回の委員会での意見をもとに修正している。意見はあるか。

<馬場委員>

「市民・地域住民」とすればよいのかもしれないが、すっきりと「市民等」でもよいと思う。地域団体ということが明確にわかるのは「地域住民」だと思う。

<菱田委員>

NPOや子育て支援を積極的に行っている団体はあるが、それ以前からある自治会や子ども会、青少年健全育成の関係の団体など、地域に根ざした団体も含めていくべきではないかということを行った。その時に、地域住民という言い方をしたのかもしれないが、そういうことがわかるような表現を工夫すべきだと思う。「子ども会等」ということを解説の中に入れることで位置付けを明確にし、さらに充実してくという意味で言った。

<酒井委員>

条文の中に団体名を入れるのではなく、解説で詳しく説明していけばよいと思う。団体を含めるのであれば「地域住民」とした方が地域に根ざした団体という含みも出るかと思うが、説明の中で詳しく書けるのであれば、どちらでもよいと思う。

<平本委員長>

「市民等」とするか「地域住民」とするか、採決をとる。

「地域住民」(富谷、酒井、小川、菱田、小島)「市民等」(齊藤、馬場)

<平本委員長>

それでは「地域住民」とする。それ以外に意見は。

<酒井委員>

第4条で「特に」ということが入っているが、これを入れるのかどうか。

<平本委員長>

現在内容を決定したとしても、執行部との意見交換等により内容が変更となる場合もある。現状で必要がないということであれば削除して意見交換を行い、意見交換の場で決定するというのであればこのまま進める。意見はあるか。

<小川委員>

意見交換の場で確認すればよいと思う。

<平本委員長>

意見交換の開催時期は。

<事務局主事>

7月の2週目以降で調整している。

<平本委員長>

配付している資料は担当課にも事前に渡している。目を通してもらった上で意見交換を行う。他に意見はあるか。

(意見なし)

<平本委員長>

担当課との意見交換を行い、精度を上げていきたい。

～13:40

8 その他

<平本委員長>

7月の月例常任委員会の日程を調整する。

(日程調整)

<平本委員長>

7月17日(火)で担当課と調整する。次回は6月22日に委員長報告の確認を行う。

散会 ～13:44